

# 平成27年度 中学校理科主任研修会

## 【日程】

- 8:30 山形市総合学習センターにて  
「理科薬品の管理について」
- 9:20 山形市総合学習センター 出発
- 10:00 山形大学総合研究所施設見学及び説明
- 11:00 山形大学総合研究所 出発
- 12:00 山形大学小白川キャンパス 着
- \*\*\*昼食・休憩\*\*\*
- 13:30 山形大学SCITAセンターでの実習  
「科学は定量が大事-実験条件の設定-」
- 16:00 山形大学小白川キャンパス 出発
- 16:30 山形市総合学習センター 着

山形市理科教育センター

平成27年6月11日(木)

## 薬品の管理について

理科主任の仕事として非常に大切なことです。管理職と連携して、確実な管理をしていきましょう。現在、山形市内小学校において薬品管理のもとになっているのが、平成4年に山形県指導資料として出された『理科薬品の管理と取り扱い』の冊子です。学校にない場合には、山形市総合学習センターポータルサイトからいつでもダウンロードできるようにしています。

ここでは、その冊子の中から必ず読んでいただきたいことについて確認します。

### 特に、管理台帳の点検は確実に！（確認していますか）様式1、2で整理。

#### 2 学校安全点検の指針（昭和48年 山形県教育委員会）

##### 1. 学校薬品等管理要領

###### 学校薬品等管理要領

山形県教育委員会では、昭和48年に、「学校薬品等管理要領」を制定し、これによって学校における学校薬品等の管理を指導してきた。その内容は次の通りである。

< 学校薬品等管理要領 > 山形県教育委員会（昭和48年）

###### 第1章 総 則

##### 1. 目 的

この要領は、学校薬品等を安全かつ適正に管理することを目的とする。

##### 2. 定 義

この要領で学校薬品等とは、医薬品および理科実験、実習、工業実習並びに農業実習等に供される毒物、劇物、危険物、高圧ガスおよび農薬等をいう。

##### 3. 学校薬品管理責任者の設置

- (1) 学校薬品等を安全かつ適性に管理し、事故を未然に防止するため、学校に学校薬品等管理責任者（以下「管理責任者」という）を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、教諭をもってあてるものとし、学校薬品等の保管されている場所（室）ごとに置くものとする。

##### 4. 管理責任者の職務

管理責任者は、次の事項に留意し、学校薬品等が盗難、紛失等のないよう事故防止に努めるものとする。

- (1) 保管施設の鍵を責任をもって管理すること。
- (2) 管理台帳（様式1、2）を備え、管理状況の点検を行い、常にその使用状況を明確にしておくこと。
- (3) 学期ごとに棚卸を実施し、次の事項を確認したうえ、管理台帳により、上級管理者の確認印を受けること。
  - ① 在庫および残量の把握に努め、特に、劇物および毒物、劇物の残量を明確にすること。
  - ② 無記名、用途不明、レッテルと中味の相違するものがあつた場合は、これを明確にし整備しておくこと。
  - ③ 危険物、高圧ガスを購入するときには、消防法および高圧ガス取締法等の関係法令の

規定を遵守すること。

- ④ 医薬品を購入するときには、レッテル等に購入年月日および使用開始年月日を記入すること。

## 5. 学校薬品等の取扱い

学校薬品等の取扱いについては、次の事項に留意するものとする。

- (1) クラブ活動等で児童生徒が学校薬品等を必要とするときには、管理責任者の許可を得、かつ、管理責任者または顧問教諭の指導のもとで使用させること。
- (2) 学校保健法、日本学校安全会法、薬事法、毒物および劇物取締法、消防法、高圧ガス取締法および農薬取締法等の関係法規について校内研修を計画し実施するとともに、正しい取扱いについての修得に努めること。
- (3) 医薬品および毒物、劇物については、学校保健法施行規則第25条に基づき学校薬剤師の指導と助言を定期的に受けること。
- (4) 危険物等については、消防法に基づき安全保管に努めるとともに消防機関等の指導を受けること。

## 第2章 医薬品の管理

(略)

## 第3章 理科薬品等の管理

### 1. 毒物および劇物取扱い留意事項

理科薬品および工業薬品（以下「理科薬品等」という）の中で、毒物および劇物に該当する物の取扱いについては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 毒物、劇物は、施錠のある専用の堅固な戸棚等に保管し、発火性もしくは爆発性等の毒物、劇物については、地下貯蔵等危険のない場所に保管するものとし、普通薬物と区別して保管すること。
- (2) 毒物、劇物の保管場所の設置および容器並びに被包は、飛散、漏れもしくは流出のおそれのない措置を講じておくこと。
- (3) 毒物、劇物を貯蔵する場所には、「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

医薬用外 毒物
------------

赤地に白字で  
「医薬用外」  
「毒物」の文字

医薬用外 劇物
------------

白地に「医薬用外」  
の文字及び赤字で  
「劇物」の文字

- (4) 実験・実習等で毒物、劇物を別の容器に小分けしたときは、小分けした容器および被包には「医薬用外」の文字および毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字ならびに次の①、②の事項を表示し、小分

けた本数を的確に把握しておくこと。

① 毒物または劇物の名称

② 毒物または劇物の成分およびその含量

(5) 毒物、劇物の容器は、飲食物の容器に使用しないこと。

## 2. 毒物および劇物の廃棄と空容器等の処理

毒物、劇物および無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く）および塩化水素、硝酸もしくは硫酸または水酸化カリウムもしくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2から12までのものを除く）（以下「無機シアン化合物等」という）は次の技術上の基準に従わなければ廃棄してはならない。

(1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により毒物、劇物および上記無機シアン化合物等のいずれにも該当しない物とすること。

(2) ガス体または揮発性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生じるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、または揮発させること。

(3) 可燃性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させる。

(4) 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上でかつ地下水を汚染するおそれがないその他の方法で処理すること。

(5) 空容器は、付着内容物を中和、加水分解、酸化、還元等により、保健衛生上危害を生ずるおそれがないようにして処理すること。

## 3. 指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いの基準

消防法別表で定める数量（以下「指定数量」という）の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次の通りとする。

(1) 危険物を貯蔵し、または取扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。

(2) 危険物を貯蔵し、または取扱う場所においては、常に整理および清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。

(3) 危険物を貯蔵し、または取扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光または換気を行うこと。

(4) 危険物を貯蔵し、または取扱う屋外の場所の周囲には、幅2メートル（タンクにおいて貯蔵し、または取扱う場所にあつては、1メートル以上）の空地を保有するか、もしくは防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造もしくは防火構造の壁または不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

(5) 危険物の性質に応じて適正な温度または湿度を保つように取扱うこと。

(6) 危険物のくず、かす等は、その性質に応じ、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置をすること。

(7) 危険物が漏れ、あふれ、または飛散しないようにすること。

(8) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。

- (9) 危険物が残存し、または残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行うこと。
  - (10) 危険物を容器に収納して貯蔵し、または取扱うときには、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さげ目等がないものであること。
  - (11) 危険物を収納した容器を貯蔵し、または取扱う場合においては、みだりに転倒、落下させ、衝撃を加え、もしくは引きずる等の粗暴な行為をしないこと。
  - (12) 可燃性の液体、可燃性の蒸気並びに可燃性のガスが漏れ、または滞留するおそれのある場所もしくは可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
  - (13) 危険物を保護液中に保存する場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
  - (14) 危険物を取扱う機械器具その他の設備（タンクを除く）については、次によること。
    - ① 危険物の漏れ、あふれまたは飛散を防止することができる構造とし、その装置を設けること。
    - ② 危険物を取扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。
    - ③ 危険物を加熱し、または乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、もしくは当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
    - ④ 危険物を加圧する設備、またはその取扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計および安全設備を設けること。
  - (15) 危険物を貯蔵し、または取扱う場所には、危険物を貯蔵し、もしくは取扱っている旨並びに危険物の品名および最大数量を記載した標記を設けること。
  - (16) 危険物を加熱し、または乾燥するときには、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
  - (17) 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行うこと。
  - (18) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に熱しないようにして行うこと。
  - (19) 染色または洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液を安全に処理すること。
  - (20) バーナーにより危険物を消費するときには、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
  - (21) 危険物を廃棄するときには、危険物の性質に応じ、安全な場所において、他に危害または損害をおよぼすおそれがない方法により行うこと。
4. 指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いの危険物の類ごとの技術上の基準  
 指定数量の5分1以上指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次の通りとする。
- (1) 第1類の危険物にあっては、可燃性との接触もしくは混合、分解を促す物品との接近または災害をおこすおそれのある過熱、衝撃もしくは摩擦を避けるとともに過酸化物にあっては、水との接触を避けること。

- (2) 第2類の危険物にあっては、酸化物との接触もしくは混合、炎、火花もしくは高温体との接近または過熱を避けるとともに、金属粉Aおよび金属粉Bについては、水との接触を避けること。
- (3) 第3類の危険物にあっては、水との接触を避けること。
- (4) 第4類の危険物にあっては、炎、火花もしくはまたは高温体との接近を避けるとともにみだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第4類の危険物を屋内において貯蔵し、または取扱う場合は、壁、柱、床および天井は不燃材料または準不燃材料で造られ、またはおおわれたものであること。また、可燃性の蒸気もしくは可燃性の微粉の発生が著しい場合においては、当該蒸気等を排出する設備を設けること。
- (6) 第5類の危険物にあっては、炎、火花もしくはまたは高温体との接近、過熱、衝撃または摩擦を避けること。
- (7) 第6類の危険物にあっては、可燃性との接触または分解を促す物品との接近を避けること。

#### 5. 品名を異にする危険物

品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、もしくは取扱う場合において、当該貯蔵または取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除じ、その商の和が1となるときは、当該場所は指定数量の5分の1の危険物を貯蔵し、もしくは取扱っているものとみなし、消防長に届けるものとする。

#### 6. 化学実験等における留意事項

化学実験等において引火性の蒸気を発生する物品を加熱する場合においては、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火粉が飛散し、または火炎が伸長するおそれのある燃料を使用するときは、引火防止のために有効な措置を講ずること。
- (2) 温度の過昇により加熱される物品があふれないように熱源を調整すること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、火災防止有効な措置を講ずること。

#### 7. 事故の際の措置

事故の際には、校長は、次の措置をとるものとし、直ちに、その旨を教育長に報告するものとする。

- (1) 毒物、劇物、無機シアン化合物等および危険物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出または地下にしみ込んだ場合において、不特定多数の者について保健衛生上の危険が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害および火災を防止するために必要な応急の措置を講ずること。
- (2) 毒物、劇物および危険物が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに、その警察署に届け出ること。







様式2 記載例 (『薬品の管理と取り扱い』 p 7より)

その様式は、次のとおりである。なお、本冊子の巻末に、様式見本を添付したので、複写して利用されたい。

物質名 [ ]					点 検			備 考
年月日	受 入	支 出	在 庫 数	受領印	在 庫 数	残 量	印	
3.4.19	500ml×5			印				
3.5.15		500ml×2	500ml×3	印	500ml×3	100ml	印	

合計した残量を確認

薬品の瓶 (×□) の本数で管理

**※これを年間3 回理科主任が中心となって行う**

## 安全対策を確実に

- 棚はしっかり固定されていますか
- 消火器や消火砂などは準備されていますか
- 応急処置のための救急用具は準備されていますか

## 生徒にとっても教師にとっても

### 使いやすい環境整備

- どこに何があるのかを生徒も先生もわかっていますか、または、わかるような環境になっていますか
- 整理整頓されていますか
- 燃えさし、廃液、使い終えた乾電池など、処分の仕方が明確ですか